

金沢の料亭改修事業補助金交付要綱

(平成20年9月1日決裁)

改正 平成21年4月1日決裁

平成26年3月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の食を中心とした和の文化を発信するため、料亭改修事業に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「料亭」とは、和風設備の客席を設け、加賀料理その他の金沢の伝統的料理を提供し、客に遊興又は飲食をさせる店舗で、長年にわたり地域に密着し、かつ、本市の和の文化に触れることができるものとして、市長が適当であると認めるものをいう。

2 この要綱において「中心市街地」とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき金沢市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域をいう。

3 この要綱において「料亭改修事業」とは、料亭の施設で建築後20年を超えるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものの改修工事（外国人利便性向上工事、内装改修工事、給排水設備等工事、外装改修工事又は耐震工事等をいう。以下同じ。）を行うことをいう。

(1) 昭和56年6月1日以降に建築されていること。

(2) 当該施設の新築等の際又は既に耐震改修工事等が行われていること。

(3) この要綱による補助金に係る補助事業の完了の日までに耐震工事等が行われるものであること。

(4) その他市長が特に必要と認めるものであること。

4 この要綱において「外国人利便性向上工事」とは、建物の案内表示等の外国語表記、施設の国際標準化のための改修等の外国人の利便性向上に資するための工事をいう。

5 この要綱において「耐震工事等」とは、金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号。以下「耐震補助要綱」という。）第2条に規定する耐震診断若しくは耐震設計又は耐震改修工事等をいう。

6 この要綱において「耐震改修工事等」とは、耐震補助要綱第2条に規定する耐震改修

工事又はこれに準じる地震に対する安全性の向上を目的とした補強若しくは改修の工事で市長が適當と認めるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、中心市街地の区域内において料亭改修事業を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものに対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 本市の区域内において引き続き20年以上料亭を営んでいること。
- (2) 当該店舗が料亭に該当するものとして金沢市料理業組合の推薦を受けた者であること。
- (3) 市税を完納していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる料亭改修事業における改修工事の区分に応じ、当該改修工事に要する経費に、同表の中欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額とし、当該端数金額を切り捨てた額が同表の右欄に定める限度額を超えるときは、当該限度額とする。）を合算した額とし、その額は、1,000万円を超えないものとする。

| 区分 | 補助率 | 限度額 |
|------------------------|------|-------|
| 外国人利便性向上工事 | 2分の1 | 200万円 |
| 内装改修工事（外国人利便性向上工事を除く。） | 3分の1 | 500万円 |
| 給排水設備等工事 | 2分の1 | 500万円 |
| 外装改修工事（外国人利便性向上工事を除く。） | 2分の1 | 500万円 |
| 耐震工事等 | 2分の1 | 500万円 |

(補助事業者適用の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該事業の実施にあたって補助事業者適用認定申請書（別記様式）により市長の承認を受けなければならない。

(補助事業者適用の認定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業者の適用の可否を決定し、その旨を当該申請した者に通知するものとする。

(適用除外)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する料亭改修事業における改修工事については、当該改修工事に係る補助金を交付しない。

- (1) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった改修工事
- (2) 他の補助制度による補助金その他これに準ずるものとの交付の対象となった改修工事
(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定による申請を受理したものについては、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）金沢市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

補助事業者適用認定申請書

金沢の料亭等改修事業補助金交付要綱第5条の規定に基づく認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。